

令和 8 年 9 月 1 0 日
役 場 3 階 委 員 会 室

議 事 録

添田町農業委員会

令和 8 年 9 月 期 添 田 町 農 業 委 員 会 議 事 録

日 時 令和 8 年 9 月 10 日 (木) 午後 1 時 30 分

場 所 オークホール 1 階 研修室

招集者 添田町農業委員会会長 内 野 恭 一

議 事

第 1 議事録署名委員の指名

6 番 堀 由 香 利 7 番 梅 野 隆 成

第 2 議 案

議案第 15 号 「農用地利用集積等促進計画について」

議案第 16 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転
(売買) 許可申請について」

第 3 報 告 事 項

農地法第 18 条の規定による合意解約 1 件

出席委員 (9 名)

1 番 内 野 恭 一	2 番 高 瀬 千 東
3 番 照 瀬 保 道	4 番 鎌 田 英 彦
5 番 森 元 孝 志	6 番 堀 由 香 利
7 番 梅 野 隆 成	8 番 尾 形 吉 則
10 番 宮 崎 央 二 郎	

出席推進委員 (8 名)

宇 野 公 康	藤 岡 宏 康
入 口 富 士 男	黒 崎 延 和
西 豊	宮 岡 雅 夫
鈴 見 敏 憲	小 畑 眞 二

欠席委員 (1 名)

9 番 岡 崎 雄 一

出席職員 (3 名)

農 業 委 員 会	事 務 局 長 野 北 省 一
	係 長 加 藤 光 彦
	主 査 村 上 麻 衣

(午後 1 時 30 分)

事務局 開会に先立ちまして、添田町農業委員会会議規則第 6 条に従い、本日の出席者が委員定数の過半数を超えておりますので、本総会が成立すること報告します。

それでは、高瀬副会長に開会を宣言していただきます。

◎開 会

副会長 只今から、令和 8 年 9 月期の総会を開会します。

会長、議長役をお願いします。

議長 それでは、定例会議を始めます。

本日は岡崎委員が欠席です。今回の議事録署名委員は、6 番堀委員、7 番梅野委員を指名しますので、事務局の議事録作成後、確認・署名をお願いします。

◎議 案

議長 議案第 15 号「農用地利用集積等促進計画について」を審議します。事務局説明してください。

事務局 議案第 15 号「農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。

議案第 15 号の提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、農業委員会への意見聴取を行う為です。

資料は、1 ページから 3 ページです。では、資料 1 ページをご覧ください。今回の設定面積は、242 m²で、新規設定となっております。

その結果、利用権設定面積は、1,409,440 m²となる予定です。

資料 2 ページをご覧ください。今回は出し手が 8 名、受け手が 2 名となっています。

次に、資料 3 ページをご覧ください。今回の受け手である 2 名については、地域計画の担い手として位置付けられており、常時従事要件等の要件をすべて満たしています。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 異議なしのためこれで審議を終わります。
それでは、議案第 15 号を採決します。本件について、申請の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

— 挙 手 多 数 —

議 長 挙手多数により議案第 15 号は申請の通り許可します。
続いて、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について」を審議します。事務局説明してください。

事 務 局 議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について」をご説明します。
資料 4 ページと図面 1 ページをご覧ください。
申請地は大字中元寺、地目は畑、面積は合計 1,181 ㎡です。譲渡人は大字中元寺の方、譲受人も大字中元寺の方です。
申請理由については、譲渡人は高齢により耕作が出来なくなり、このままでは荒廃化するため、近隣で耕作している譲受人に相談したところ売買で双方合意したとのこと。
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 本日、担当の岡崎委員が欠席のため、事務局に現地説明をお願いしたいと思います。

事 務 局 — 図 説 —

議 長 ありがとうございます。何かご質問等がありますか。

— 「異議なし」の声あり —

議 長 異議なしのためこれで審議を終わります。議案第 16 号を採決します。本件について申請の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

— 挙 手 多 数 —

議 長 挙手多数のため議案第 16 号は申請の通り許可します。
以上で本日の議案の審議を終わります。

◎報告事項

議 長 今月は、農地法第 18 条による合意解約が 1 件あります。事務局説明をお願いします。

事 務 局 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について報告致します。
資料 5 ページをご覧ください。土地の所在は大字添田です。
借受人は大字庄の方、貸出人は大字添田の方です。解約理由については、借受人が売買について貸出人に相談したところ、双方合意したため、解約することとなりました。今後、農地法 3 条申請の手続きを開始し、総会議案として審議して頂くこととなります。
以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。この案件について、何かご質問等ありませんか？

— 状況確認 —

特にないようですので、以上で報告事項を終わります。

◎各特別委員会等からの報告連絡事項

議 長 次に、各委員さんからの報告連絡事項に入りますが、副会長は何かありますか。

副 会 長 ありません。

議 長 農地特別委員会の鎌田委員長は何かありますか。

鎌田委員 特にありません。

議 長 農政特別委員会の尾形委員長は何かありますか。

尾形委員 特にありません。

議 長 皆さんは何かありませんか。特にないようなので、続いて事務局から連絡事項をお願いします。

◎事務局報告連絡事項

事 務 局 令和 8 年 10 月期の定例総会を 10 月 13 日（火）13 時 30 分から

添田町役場 3 階の委員会室で開催を予定しております。

なお、各種申請の受付は 9 月 25 日（金）を締め切りとしますので、いつものように、申請される方がいらっしゃれば、担当委員さんに、連絡、確認をさせていただきますので、ご対応のほどよろしくお願い致します。続いて、農地パトロールについてです。今年度も農地パトロールを行って頂きます。農地パトロールとは、農地法第 30 条に基づき、各委員さんが担当地区の農地を巡回する調査となっています。この調査は、農地の利用状況を確認するとともに遊休農地の実態把握と発生防止、解消、農地の違反転用の発生防止、早期発見を目的としています。班編成をご覧ください。調査員については、事務局の方で班分けをさせていただきました。昨年同様、10 月に各班でパトロールの実施をお願いしたいと思いますので、実施日や集合時間等、各班で話し合ってください。また班の中には、初めてパトロールを行う委員さんもいらっしゃると思いますので、経験のある委員さんは助言や先導して頂きますようお願い致します。また、図面につきましては、来月の総会でお渡しします。

何かご不明な点がありましたら、事務局までご連絡ください。

つづいて、令和 8 年熊本地震義援金についてです。全国農業会議所から、農業委員会に熊本地震義援金の募集がありました。新聞記事にもあるように、かなりの農業被害が出ています。一日でも早い復興を支援するため、添田町農業委員会も義援金を募りたいと思います。お金については、来月の総会時に事務局で取りまとめますので、支援して頂ける委員さんは持参して頂きますようお願い致します。事務局からの連絡事項は以上になります。

議 長 事務局からの連絡事項が終わりました。委員さんから何かありませんか。ないようですので、高瀬副会長閉会のことばをお願いいたします。

◎閉 会
副 会 長 これをもちまして、令和 8 年 9 月期の定例総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

（午後 2 時 00 分）